

岐阜県警察官及び警察事務職員募集用パンフレット等のデザイン制作委託業務
プロポーザル公募要領

令和7年4月9日
岐阜県警察本部・警務課

岐阜県警察官及び警察事務職員募集用パンフレット等のデザイン制作委託業務 プロポーザル公募要領

第1 目的

警察官及び警察事務職員の採用において極めて重要な広報媒体である、募集用パンフレット、ポスター、クリアファイル及び手提げ紙袋のデザインについて、岐阜県警察の魅力が十分に伝わるような訴求力が高いものを制作するにあたり、より効果的な企画提案を募集することを目的とします。

第2 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県警察官及び警察事務職員募集用パンフレット等のデザイン制作委託業務

2 業務内容

別添「岐阜県警察官及び警察事務職員募集用パンフレット等のデザイン制作委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年12月19日（金）まで

4 委託予定価格

上限額：1,160,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できるものは、次の要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査の日までの期間内に受けていないこと、又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書等の作成

企画案の内容は、「仕様書」に基づき、以下の項目に沿って作成してください。

また、企画提案書は1参加者2案まで提出できるものとします。

(1) 企画提案書（別添4）

ア 企画案

キャッチコピー及びパンフレット・ポスターデザインの趣旨について、「仕

様書」を踏まえて、企画案の趣旨、期待される効果などをできるだけ詳しく記載してください。

イ 本事業に類する事業の実施実績

過去3か年の活動内容の概要等について記載してください。

(2) 企画案の内容

ア 募集用パンフレット基本デザイン案

「仕様書」に基づき、表紙及び1ページ目見開き、警察学校紹介頁のレイアウトを提案してください。

なお、イラストを加えたデザイン案も可とします。

また、募集用パンフレット基本デザイン案は、1参加者2案まで提出することができるものとします。

【注意事項】 募集用パンフレット基本デザイン案を提出する時点で、前記以外の頁を作成する必要はありませんが、契約締結後には、担当者
と打合せのうえ、各頁のレイアウトを構成した成果物（24頁）の
制作を進めるものとします。

イ 募集用ポスター基本デザイン案（B2判）

「仕様書」に基づき、岐阜県警察官等募集ポスター【通年用】を提案してください。

また、募集用ポスター基本デザイン案は、1参加者2案まで提出することができるものとします。

【注意事項】 岐阜県警察官等募集ポスター【春・秋用】及びクリアファイル、
手提げ紙袋のデザインについては、契約締結後において、担当者
と打合せのうえ、制作を進めます。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	令和7年4月9日(水)～令和7年5月8日(木)
② 公募要領に関する質問受付	令和7年4月9日(水)～令和7年5月8日(木)
③ 参加申込受付期間	令和7年4月9日(水)～令和7年5月8日(木)
④ 企画提案書等の受付期間	令和7年4月9日(水)～令和7年5月22日(木)
⑤ 審査	令和7年6月中旬(予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年6月下旬(予定)

(2) 公募要領等の配布時間・場所

ア 配布日時 令和7年4月9日(水)～令和7年5月8日(木)

午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日、振替休日を除く）

イ 配布場所 岐阜県警察本部警務部警務課人事第一係

（〒500-8501岐阜市藪田南2丁目1番1号）

※公募要領等は、岐阜県公式ホームページ（県政情報＞入札・公売＞入札公

告（W T O 案件以外）＞公募型プロポーザル）からも入手できます。

※郵送での配布は行いません。

(3) 質問書の受付及び回答の公表

ア 受付期間 令和7年4月9日(水)～令和7年5月8日(木)

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を岐阜県警察本部警務部警務課宛に電子メールにファイルを添付（ファイル形式は、Microsoft Excelとしてください。）し提出してください。

※電子メール以外の方法による質問には回答を行いません。

【送付先等】

岐阜県警察本部警務部警務課人事第一係

電子メールアドレス：gifupolice-saiyou@pref.gifu.lg.jp

※件名に「【質問】募集用パンフレット等のデザイン制作業務委託」と記載してください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内にて公開します。

※岐阜県公式ホームページ（県政情報＞入札・公売＞入札公告（W T O 案件以外）＞公募型プロポーザル）

エ 説明会

説明会は開催しません。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

ア 受付期間 令和7年4月9日(水)～令和7年5月8日(木)午後5時15分まで

イ 提出書類

(ア) 参加申込書（別添2）

(イ) 法人概要書（別添3）

ウ 提出方法

企画提案参加希望者は、イの提出書類を岐阜県警察本部警務部警務課まで持参又は郵送（締切日消印有効）により提出してください。

・ 持参による受付は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

・ 郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、郵送後、提出先に確認の電話をしてください。

※確認の電話は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

・ 提出書類は紙によるものとします。

(5) 企画提案書等、書類の受付

ア 受付期間 令和7年4月9日(水)～令和7年5月22日(木)午後5時15分まで

イ 提出書類等

(ア) 企画提案書（別添４） ３部

(イ) 誓約書（別添５） １部

(ウ) 募集用パンフレット基本デザイン案 ３部（カラープリント）

また、併せて電子メールアドレス宛にデザインのデータ送信又はCD-R等の記録媒体にデザインデータを記録し提出してください。

(エ) 募集用ポスター基本デザイン案 ３部（B2判、カラープリント）

(オ) 経費の見積り

次の項目を参考にして見積書（任意様式）を作成し、添付してください。

a 経費合計（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

b 経費内訳

- ・ 委託業務実施に係る経費
- ・ その他必要となる経費

※経費（見積額）は、委託に係る一切の費用の見込額となります。

ウ 提出方法

岐阜県警察本部警務部警務課へ持参又は郵送（締切日消印有効）により提出してください。

・ 持参による受付は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

・ 郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、郵送後、提出先に確認の電話をしてください。

※ 確認の電話は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

・ 提出書類の内容について確認を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 評定の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 本公募要領に違反すると認められる場合

(オ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(カ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

ウ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 費用負担

企画提案書等の作成・提出等、プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(7) その他

この公告にかかる一連の手續及び業務の契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円通貨とします。

参加者は、企画提案書等の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、令和7年5月22日（木）午後5時15分までに、参加辞退届（様式任意）を岐阜県警察本部警務部警務課に持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、郵送後、提出先に確認の電話をしてください。

第4 審査に係る事項

1 審査方法

(1) 別添6「評定項目及び評定内容」に従い審査を実施します。

(2) 審査において、評定点数等の合算が最高点の者を最優秀提案者とします。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最終提案者として選定します。なお、最高点数及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

また、評定点数が基準に満たない場合は、選定しないことができるものとします。

(3) 提案者が1者のみの場合も審査を行い、審査の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最終提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

2 審査時期

令和7年6月中旬（予定）

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後、速やかに応募者に通知するとともに、次の内容を岐阜県ホームページ上で公表します。電話等による問合せには応じません。

- (1) 最優秀提案者の名称及び点数
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の点数※（得点順）

※ 応募者が2者の場合には、(3)は公表しないこととする。

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と発注者が協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたいう
えで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、
発注者との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあり
ます。

なお、選定した最優秀提案者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議
が整わなかった場合には、選定結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行
います。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること
はできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、
発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けたものが業務を行うに当たり、業務上知り得
た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、
委託業務終了後も同様とします。

4 立入調査等

発注者は、事業が適正に行われているかどうかを確認する必要があると認められ
るときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立入り、関係書類等を調査し、
若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

発注者と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になっ
た場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は
契約の取消しができます。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するも
のとします。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、
引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとし、

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

契約候補者が、審査会の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとし、また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8501

岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県警察本部警務部警務課人事第一係

T E L : 058-271-2424 (内線2633)

F A X : 058-272-9055

電子メールアドレス : gifupolice-saiyou@pref.gifu.lg.jp